



元企技第428号
令和元年7月17日

一般社団法人
福島県建設産業団体連合会会長 様

福島県土木部技術管理課長
(公印省略)

建築・設備工事における入札時積算数量書活用方式試行要領
について (送付)

建築関係工事における数量書については、参考資料との位置づけのため、契約後の運用について、特段の取り決めがありませんでした。このことから、今般、工事請負契約後に入札時積算数量書の積算数量に疑義が生じた場合に受発注者間で協議し、必要に応じて数量を訂正し請負代金額を変更できることを契約事項として試行することとします。

つきましては、別添のとおり試行要領を定め、令和元年9月1日以降に起工する建築・設備工事から適用することとしましたのでお知らせします。

記

- 1 「建築・設備工事における入札時積算数量書活用方式試行要領」の概要
 - (1) 制度概要
 - ・ 工事請負契約後、入札時積算数量書の積算数量に疑義が生じた場合に、受発注者間で協議し、必要に応じて数量を訂正し請負代金額を変更することを契約事項とする。
 - ・ 入札時に提出した見積内訳書における当該数量が同一であると確認できた場合に協議することができる。
 - ・ 協議対象項目の数量が建築関係工事積算基準（福島県土木部）に基づき積算した数量によるもの。
 - ・ 協議対象部分の工事（工種）が完了している場合は協議することができない。
 - ・ 施工数量に対する精算変更は行わない。
 - (2) 対象工事
 - ・ 令和元年9月1日以降に起工する福島県土木部が執行及び受託する全ての建築関係工事（設計施工一括発注方式を除く）
 - (3) 協議対象項目
 - ・ 直接仮設工事、土工事、一式計上している項目以外の全ての項目
- 2 送付資料
 - (1) 建築・設備工事における入札時積算数量書活用方式試行要領
 - (2) Q & A
 - (3) 制度概要
 - (4) 入札時積算数量書活用方式に係る協議のフロー

(事務担当 基準管理担当 渡部・大内 電話 024-521-7461)

